

伊勢市公報

第419号
令和5年4月20日
木曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	3
○ 伊勢市駅前一時保育室条例の施行期日を定める規則	5
○ 伊勢市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	7
○ 伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例の施行期日を定める規則	9
○ 伊勢市中央保健センター条例の施行期日を定める規則	11
○ 伊勢市駅前一時保育室条例施行規則	13
○ 伊勢市子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則	17
○ 伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例施行規則	21
○ 伊勢市中央保健センター条例施行規則	23
告 示	
○ 戸籍手数料等の徴収の事務の委託について	26
○ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定について	27
○ 指定居宅介護支援事業者の指定について	29
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	30
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	31
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	33
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	34
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	35
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	36
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	37
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	38
○ 指定地域密着型通所介護事業の廃止について	39
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	40
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	41
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	42
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	43
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	44
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	45
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	46
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	47
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	48
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	49
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	50
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	51
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	52
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	53
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定期間の満了について	54

○ 指定納付受託者の指定について	55
病院事業告示	
○ 伊勢市病院事業に係る公金の徴収又は収納の事務の委託について	56
○ 伊勢市病院事業に係る公金の徴収又は収納の事務の委託について	57
○ 伊勢市病院事業に係る公金の徴収又は収納の事務の委託について	58
上下水道事業公告	
○ 公共下水道事業受益者負担金の令和5年度賦課対象区域について	59

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

令和5年4月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第33号

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年伊勢市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1利用者支援専門員の項の次に次のように加える。

心理士		1	44	52
-----	--	---	----	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市駅前一時保育室条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年4月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 34 号

伊勢市駅前一時保育室条例の施行期日を定める規則

伊勢市駅前一時保育室条例（令和 4 年伊勢市条例第 37 号）の施行期日は、令和 5 年 5 月 8 日とする。

伊勢市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日

を定める規則をここに公布する。

令和5年4月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 35 号

伊勢市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の一部の施行
期日を定める規則

伊勢市子育て支援センター条例の一部を改正する条例（令和 4 年伊勢
市条例第 38 号）附則第 2 号に掲げる規定の施行期日は、令和 5 年 5 月 8
日とする。

伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例の施行期日を定める規則をこ

こに公布する。

令和5年4月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 36 号

伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例の施行期日を定める規則
伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例（令和 4 年伊勢市条例第 39
号）の施行期日は、令和 5 年 5 月 8 日とする。

伊勢市中央保健センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年4月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 37 号

伊勢市中央保健センター条例の施行期日を定める規則

伊勢市中央保健センター条例（令和 4 年伊勢市条例第 40 号）の施行期日は、令和 5 年 5 月 8 日とする。

伊勢市駅前一時保育室条例施行規則をここに公布する。

令和5年4月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 38 号

伊勢市駅前一時保育室条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市駅前一時保育室条例（令和 4 年伊勢市条例第 37 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、伊勢市駅前一時保育室（以下「一時保育室」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第 2 条 一時保育室の定員は、13 人とする。

(職員)

第 3 条 一時保育室に、室長その他必要な職員を置く。

(開館時間)

第 4 条 一時保育室の開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、一時保育室の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 5 条 一時保育室の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び月曜日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、一時保育室を臨時に開館し、又は休館することができる。

(苦情の解決)

第 6 条 市長は、一時保育室の事業に関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、一時保育室に苦情を受け付けるための窓口を設置するも

のとする。

- 2 苦情解決責任者は、室長とする。
- 3 室長は、職員の中から苦情受付担当者を指名する。
- 4 室長は、苦情を受け付けるための窓口その他の苦情解決の仕組みについて、適当な方法により利用者等に周知させるよう努めるものとする。
- 5 室長は、受け付けた苦情、その改善状況その他必要な事項を市長に報告しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、苦情の解決に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日（令和5年5月8日）から施行する。
(伊勢市一時保育の実施に関する規則の一部改正)
- 2 伊勢市一時保育の実施に関する規則（平成31年伊勢市規則第4号）の一部を次のとおり改正する。

第2条第3号中「育児に伴う心理的及び肉体的負担の解消等のため」を「子育てに係る保護者の負担を軽減するため」に、「当該児童を保育する必要があると認められる」を「保育を行うことが望ましいと認められる」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、一時保育の実施日及び保育時間を変更することができる。

別表に次のように加える。

伊勢市駅	火曜日から土曜日まで	午前8時30分か	13人
------	------------	----------	-----

前一時保 育室	(祝日等を除く。)	ら午後4時30分 まで	
------------	-----------	----------------	--

様式第1号及び様式第2号中「保育を必要とする」を「利用の」に改める。

(伊勢市一時保育の実施に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この規則の施行の際現にある前項の規定による改正前の伊勢市一時保育の実施に関する規則に定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、前項の規定による改正後の伊勢市一時保育の実施に関する規則に定める様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和5年4月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第39号

伊勢市子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則
伊勢市子育て支援センター条例施行規則（令和元年伊勢市規則第15号）
の一部を次のように改正する。

第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（遵守事項）

第4条 支援センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設及び設備を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 壁、柱、窓等に貼り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (3) 指定場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (5) 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) その他市長が支援センターの管理上必要と認めてする指示に従うこと。

（苦情の解決）

第5条 市長は、支援センターの事業に関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、支援センターに苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 苦情解決責任者は、センター長又は館長とする。
- 3 センター長又は館長は、職員の中から苦情受付担当者を指名する。
- 4 センター長又は館長は、苦情を受け付けるための窓口その他の苦情解決の仕組みについて、適当な方法により利用者等に周知させるよう努めるものとする。

5 センター長又は館長は、受け付けた苦情、その改善状況その他必要な事項を市長に報告しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、苦情の解決に関し必要な事項は、別に定める。

別表伊勢市明倫子育て支援センターの項休館日の欄第2号を次のように改める。

(2) 日曜日、月曜日、金曜日及び土曜日

別表伊勢市子育て支援センターきらら館の項を次のように改める。

伊勢市子育て支援センターきらら館	午前10時から 午後3時まで	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 日曜日及び土曜日 (3) 12月28日から翌年1月3日まで
------------------	-------------------	--

別表伊勢市しごう子育て支援センターの項休館日の欄第2号を次のように改める。

(2) 日曜日、火曜日、木曜日及び土曜日

別表伊勢市二見子育て支援センターの項休館日の欄第2号を次のように改める。

(2) 日曜日及び土曜日

別表伊勢市小俣子育て支援センターの項休館日の欄第2号を次のように改める。

(2) 日曜日及び土曜日

別表伊勢市御薊子育て支援センターの項休館日の欄第2号を次のように改める。

(2) 日曜日及び土曜日

別表に次のように加える。

伊勢市駅前子	午前9時から	(1) 月曜日
--------	--------	---------

育て支援センター	午後5時まで	(2) 12月28日から翌年1月3日まで
----------	--------	----------------------

附 則

この規則は、伊勢市子育て支援センター条例の一部を改正する条例（令和4年伊勢市条例第38号）附則第2号に掲げる規定の施行の日（令和5年5月8日）から施行する。

伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例施行規則をここに公布する。

令和5年4月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 40 号

伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例（令和 4 年伊勢市条例第 39 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき、伊勢市障がい者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情の解決)

第 2 条 市長は、基幹相談支援センターの事業に関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、基幹相談支援センターに苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 指定管理者は、前項の窓口の設置に関し、苦情解決責任者及び苦情受付担当者の設置、利用者等への周知その他の必要な措置を講ずることにより、苦情の適切な解決に努めなければならない。

3 指定管理者は、受け付けた苦情、その改善状況その他必要な事項を市長に報告するものとする。

(その他)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、基幹相談支援センターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日（令和 5 年 5 月 8 日）から施行する。

伊勢市中央保健センター条例施行規則をここに公布する。

令和5年4月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第41号

伊勢市中央保健センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市中央保健センター条例（令和4年伊勢市条例第40号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、伊勢市中央保健センター（以下「中央保健センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 中央保健センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 中央保健センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、中央保健センターを臨時に開館し、又は休館することができる。

(遵守事項)

第4条 中央保健センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設及び設備を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 壁、柱、窓等に貼り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (3) 指定場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。

(5) 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(6) その他市長が中央保健センターの管理上必要と認めてする指示に従うこと。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日（令和5年5月8日）から施行する。

伊勢市告示第 59 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写し、所得（課税）証明書並びに市民税及び県民税に係る課税証明書及び非課税証明書の交付に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 徴収の事務の委託を受けた者

東京都千代田区一番町 25 番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 椎橋 章夫

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第60号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の20第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、障害者総合支援法第51条の30第2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1号の規定により、次のとおり告示します。

令和5年4月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 特定非営利活動法人 なごみ
所在地 伊勢市中須町 826 番地 2
- 2 事業所の名称及び所在地
名称 相談支援センター なごみ
所在地 伊勢市宮町 2 丁目 4 番 14 号
- 3 指定の年月日
令和 5 年 4 月 1 日
- 4 指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
特定相談支援
障害児相談支援

5 事業の主たる対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児

6 事業所番号

特定相談支援事業所 2430800975

障害児相談支援事業所 2470800240

伊勢市告示第 61 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により、次のとおり告示します。

令和 5 年 4 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定居宅介護支援事業者の名称
合同会社 さくら
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 さくら居宅介護支援事業所
所在地 伊勢市二見町西 1095 番地 30
- 3 指定の年月日
令和 5 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
居宅介護支援

伊勢市告示第 62 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、御菌町新開区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 谷 昭 二
	伊勢市御菌町新開 351 番地
変更後	中 谷 敬 一
	伊勢市御菌町新開 437 番地

伊勢市告示第 63 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 5 年 3 月 23 日 午前 9 時	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	4 台
〃	令和 5 年 3 月 23 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	6 台
計			10 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から 60 日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 64 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
小木町から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

令和 5 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 北 明 宏
	伊勢市小木町 277 番地
変更後	川 端 善 宏
	伊勢市小木町 346 番地

伊勢市告示第 65 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、津村町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	西 田 幸 弘
	伊勢市津村町 552 番地
変更後	小 島 由 久
	伊勢市津村町 845 番地

伊勢市告示第 66 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、いせ上野台自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 吉 川 和 人

伊勢市上野町 3408 番地

変更後 西 濱 幸 代

伊勢市上野町 3332 番地

伊勢市告示第 67 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上長屋区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ
り告示します。

令和 5 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	角 谷 克 己
	伊勢市御薊町長屋 1356 番地
変更後	倉 世 古 和 弘
	伊勢市御薊町長屋 1334 番地

伊勢市告示第 68 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、中村町北自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 橋 村 晋 弥

伊勢市中村町 325 番地 485

変更後 福 岡 あ ゆ み

伊勢市中村町 325 番地 468

伊勢市告示第 69 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
檜原町会自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 5 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	小 島 崇
	伊勢市東豊浜町 3400 番地
変更後	松 野 武 史
	伊勢市檜原町 134 番地

伊勢市告示第 70 号

指定地域密着型サービス事業者から介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条の 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型通所介護事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和 5 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業者の名称
有限会社ユースクエア
- 2 廃止する事業所の名称及び所在地
名 称 デイサービスセンター宇治山田
所在地 伊勢市岩淵 1 丁目 13 番 41 号
- 3 廃止の届出の受理をした年月日
令和 5 年 3 月 29 日(事業所廃止年月日:令和 5 年 4 月 30 日)
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護

伊勢市告示第 71 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
中長屋自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 5 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 伊 藤 淳

伊勢市御薊町長屋 1074 番地 20

変更後 熊 野 佳 文

伊勢市御薊町長屋 399 番地 3

伊勢市告示第 72 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、磯町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	矢 形 道 夫
	伊勢市磯町 505 番地
変更後	矢 形 実
	伊勢市磯町 508 番地

伊勢市告示第 73 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、西豊浜町小川区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	加 田 平 哲 明
	伊勢市西豊浜町 3664 番地
変更後	野 呂 勤
	伊勢市西豊浜町 3042 番地

伊勢市告示第 74 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、栗野区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	川 井 幸 嗣
	伊勢市栗野町 1113 番地
変更後	中 野 実
	伊勢市栗野町 1098 番地

伊勢市告示第 75 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
下野町自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 5 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	安 田 正 幸
	伊勢市下野町 723 番地
変更後	竹 内 幸 弘
	伊勢市下野町 360 番地

伊勢市告示第 76 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、一色町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	野 中 良 成
	伊勢市一色町 1444 番地 3
変更後	南 平 慎 一
	伊勢市一色町 1551 番地

伊勢市告示第 77 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
円座町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 5 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 井 寿 夫
	伊勢市円座町 1520 番地 2
変更後	西 田 幸 久
	伊勢市円座町 1137 番地 3

伊勢市告示第 78 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町中久保・湯田野組から次のとおり変更の届出があったので、同条第
10 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 西 義 弘
	伊勢市上地町 3313 番地 2
変更後	中 西 智 恵 美
	伊勢市上地町 2938 番地

伊勢市告示第 79 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、西区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 北 村 幸 久

伊勢市二見町西 1421 番地

変更後 松 本 泰 志

伊勢市二見町西 845 番地

伊勢市告示第 80 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、藤ヒルズ自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	大 川 純
	伊勢市藤里町 189 番地 33
変更後	河 内 美 幸
	伊勢市藤里町 189 番地 59

伊勢市告示第 81 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上野町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 5 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	山 上 幸 裕
	伊勢市上野町 1613 番地
変更後	久 保 正 昭
	伊勢市上野町 1635 番地

伊勢市教育委員会告示第4号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和5年4月11日

伊勢市教育委員会
教育長 岡 俊 晴

記

- 1 日 時 令和5年4月18日（火）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
議案第24号 学校運営協議会委員の任命について

伊勢市農業委員会告示第5号

伊勢市農業委員会第208回総会を次のとおり招集します。

令和5年4月10日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和5年4月17日（月）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 事業計画変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市上下水道事業告示第 10 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号）第 9 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
148	高砂建設株式会 社 伊勢支店	伊勢市馬瀬町北川 1356 番地	令和 5 年 3 月 29 日

伊勢市上下水道事業告示第 11 号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号）第 8 条第 1 項の規定による指定の更新がなされなかったため、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所在地	有効期間満了年月日
4	株式会社 野七	伊勢市吹上 2 丁目 6 番 32 号	令和 5 年 3 月 31 日
15	有限会社 青木組	多気郡多気町三疋田 488 番地 3	令和 5 年 3 月 31 日
80	梅田水道	松阪市幸生町 525 番地 23	令和 5 年 3 月 31 日
162	タナカ住宅設備	松阪市曾原町 336 番地 11	令和 5 年 3 月 31 日
184	ハウストピア南勢株式会社	多気郡明和町平尾 499 番地 58	令和 5 年 3 月 31 日
218	永井設備	度会郡玉城町妙法寺 613 番地 6	令和 5 年 3 月 31 日
221	南勢設備 有限会社	松阪市久保町 712 番地 8	令和 5 年 3 月 31 日
225	西岡建築	伊勢市小俣町元町 350 番地 2	令和 5 年 3 月 31 日
258	有限会社 ティー・エム・シー	津市安濃町戸島 806 番地	令和 5 年 3 月 31 日

伊勢市上下水道事業告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、ヤフー株式会社が運営するウェブサイトを利用して納付されるクレジットカード経由の水道料金等の指定受託納付者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示し、令和 5 年 4 月 1 日から適用します。

令和 5 年 4 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定受託納付者の名称及び事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

2 指定をした日

令和 5 年 4 月 1 日

伊勢市病院事業告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、伊勢市病院事業に係る公金の徴収又は収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示します。

令和5年4月7日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭人

1 事務を委託した者

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

株式会社 ニチイ学館

代表取締役 森 信介

2 委託した事務

伊勢市病院事業の診療費等に係る収納の事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和5年7月31日まで

伊勢市病院事業告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、伊勢市病院事業に係る公金の徴収又は収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示します。

令和5年4月7日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭人

1 事務を委託した者

三重県津市羽所町375 百五・明治安田ビル4階

株式会社ソラスト 三重支社

支社長 福山 由哉

2 委託した事務

伊勢市病院事業の診療費等に係る収納の事務

3 委託期間

令和5年8月1日から令和9年3月31日まで

伊勢市病院事業告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、伊勢市病院事業に係る公金の徴収又は収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示します。

令和5年4月7日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭人

1 事務を委託した者

三重県津市栄町2丁目466番地

楠井法律事務所

2 委託した事務

伊勢市病院事業の診療費等に係る収納の事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

伊勢市上下水道事業公告第2号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年伊勢市条例第177号)附則第3項の規定によりなおその例によることとされる合併前の二見町公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成3年二見町条例第20号)第5条、合併前の小俣町下水道事業受益者負担に関する条例(平成9年小俣町条例第17号)第5条及び合併前の御菌村公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年御菌村条例第12号)第5条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の令和5年度賦課対象区域を定めたので公告します。

令和5年4月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和5年度賦課対象区域

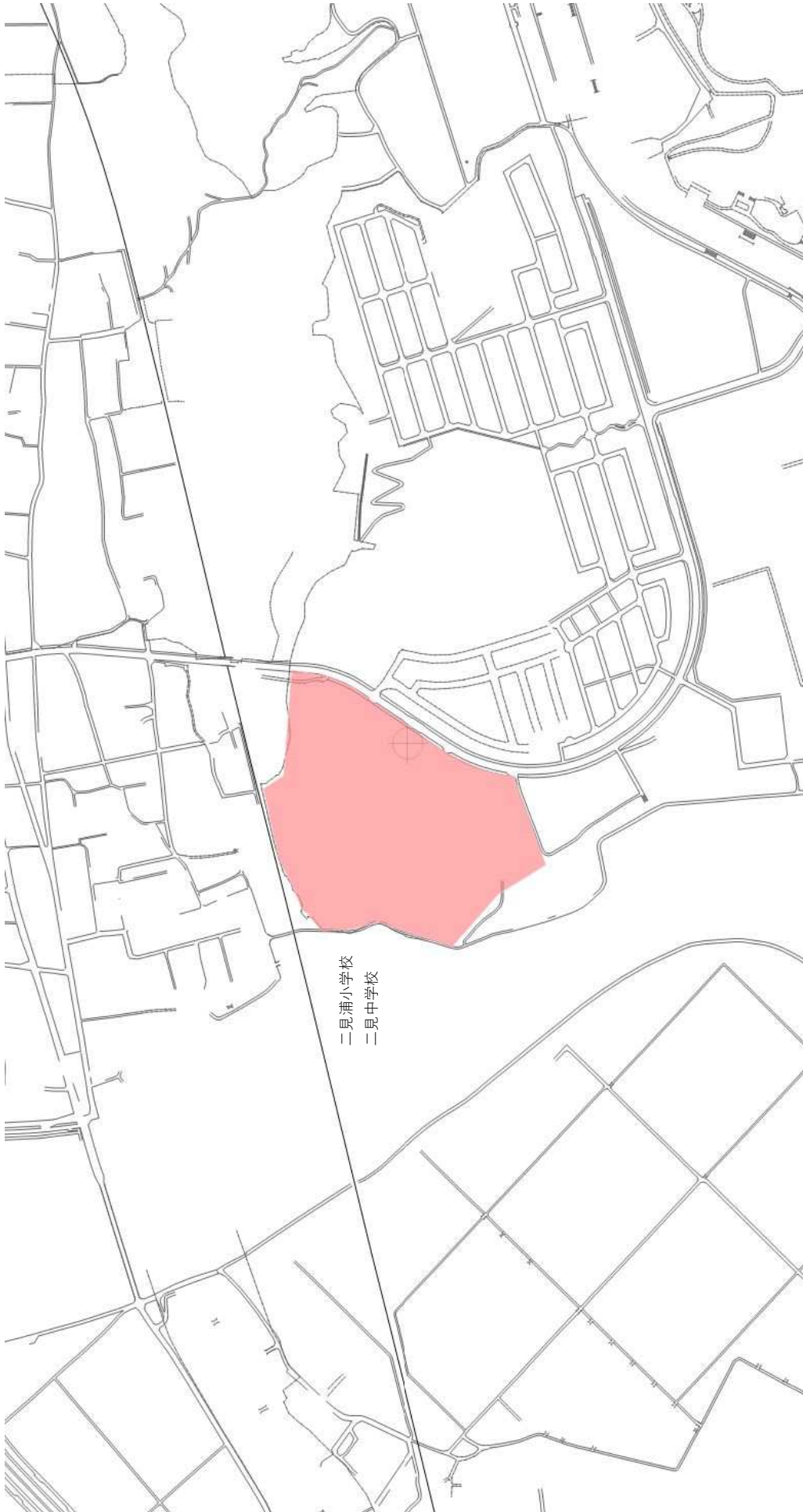
二見町荘、二見町光の街の各一部

小俣町元町、小俣町明野、小俣町宮前、小俣町湯田、小俣町本町の各一部

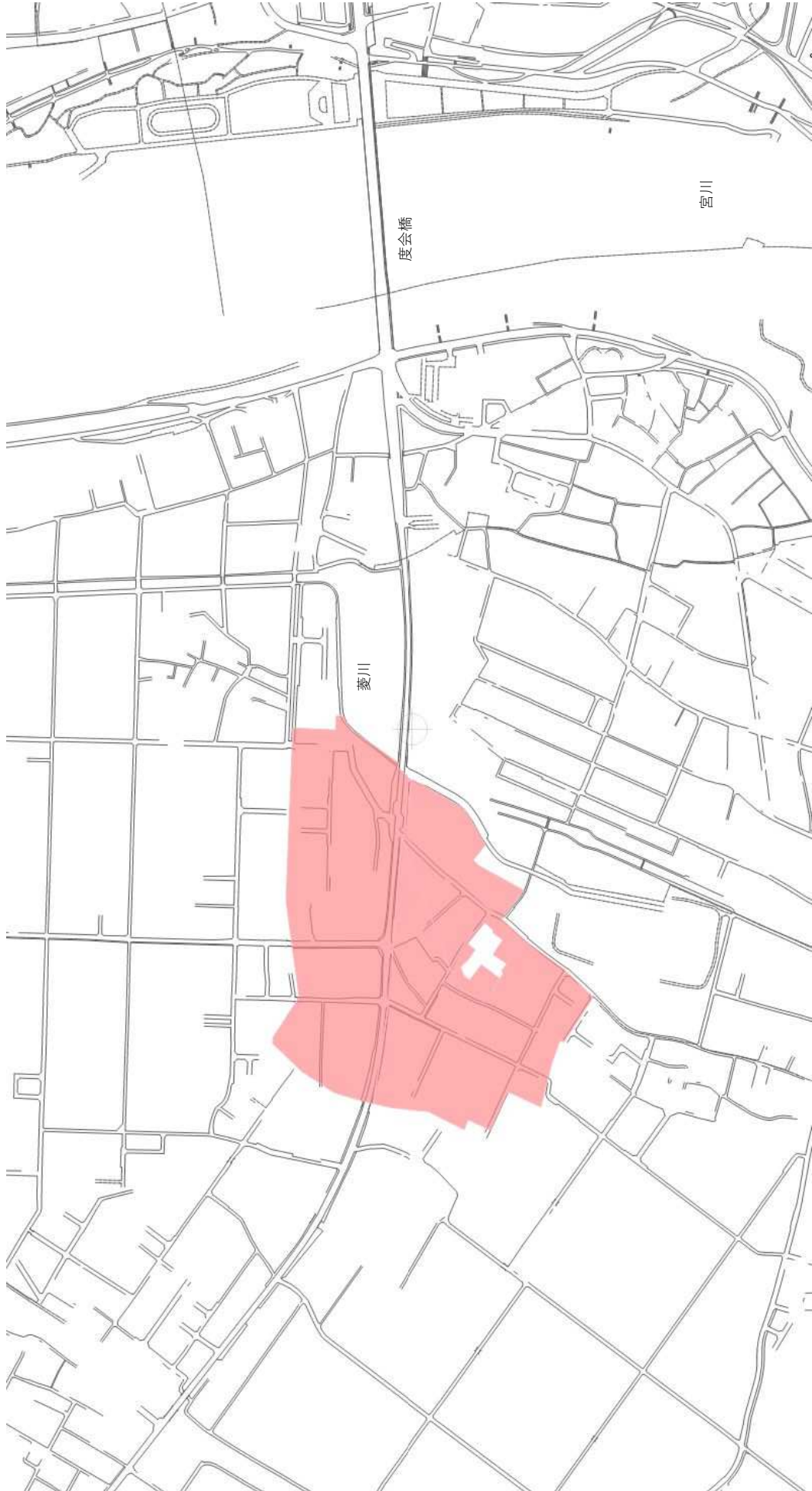
御菌町高向、御菌町長屋、御菌町新開の各一部



令和5年度 賦課対象区域



令和5年度 賦課対象区域



令和5年度 賦課対象区域



小俣小学校

JR宮川駅

令和5年度 賦課対象区域



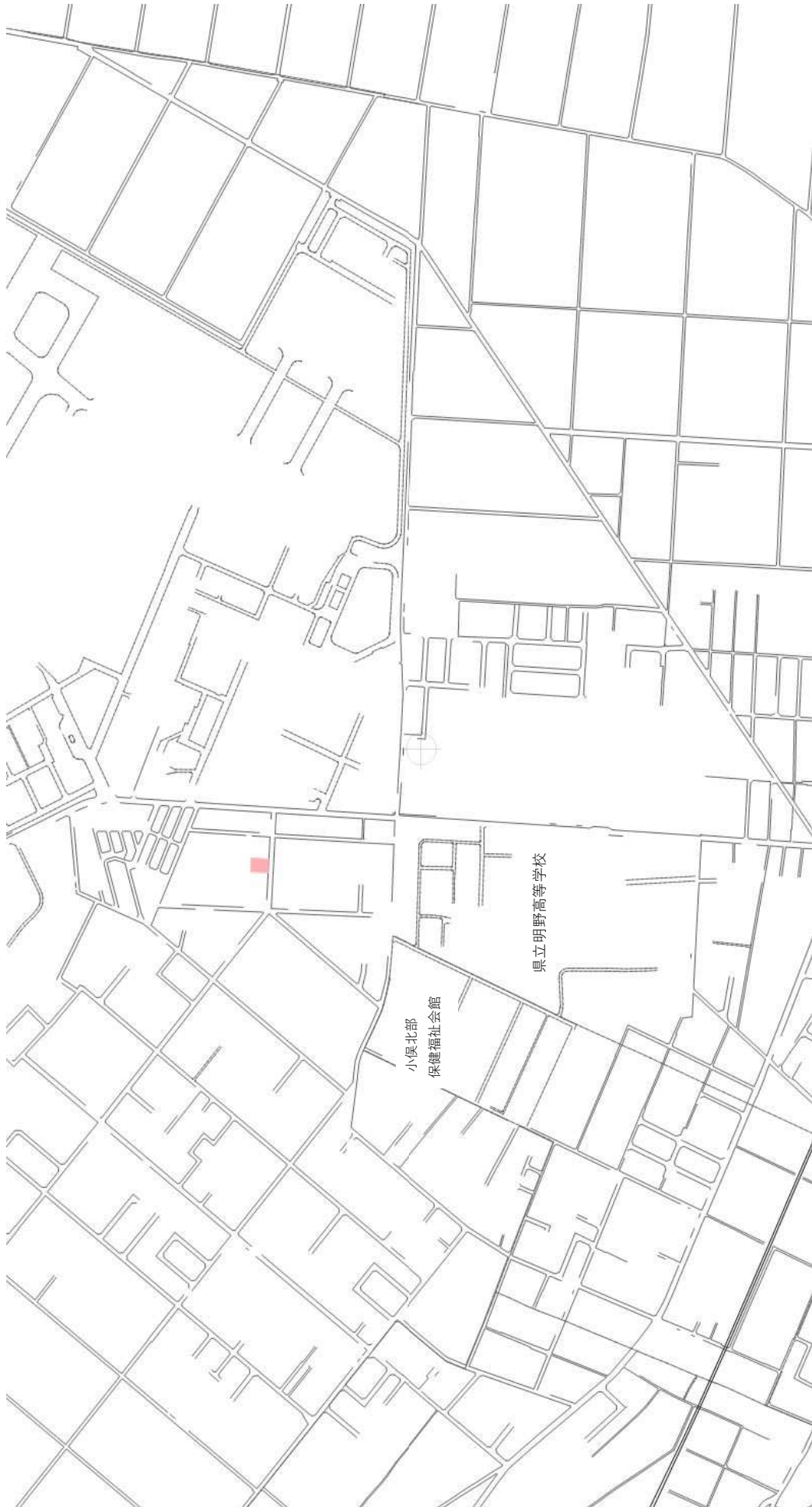


小俣総合支所

令和5年度 賦課対象区域



令和5年度 賦課対象区域



令和5年度 賦課対象区域



令和5年度 賦課対象区域



令和5年度 賦課対象区域

